

## 西宮市中小企業勤労者福祉共済指定店制度実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者の福祉の増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的として実施する指定店制度について、必要な事項を定める。

### （指定店の資格）

第2条 福祉共済指定店（以下「指定店」という。）として加盟できるのは、西宮市中小企業勤労者福祉共済加入事業所とする。

### （指定店の義務）

第3条 指定店は、福祉共済会員証の提示により商品の販売等について、一定の割引又はサービスの付加を行うものとする。

### （指定店加盟の手続）

第4条 指定店制度に加盟しようとするときは、あらかじめ市長と別に定める様式により契約を締結しなければならない。

### （指定店の明示）

第5条 指定店契約が締結された場合、指定店は、会員に対し指定店である旨、明示するものとする。

### （雑則）

第6条 この要綱の実施について、必要な事項は別途定める。

### 付則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

この要綱の実施日までに契約を締結している指定店は、この要綱により指定店契約を締結したものとみなす。

### 付則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

### 付則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。